

事業報告書

(自 令和 3 年 9 月 1 日 至 令和 4 年 8 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 はまゆう会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市音戸町北隠渡1丁目6-3

(3) 設立許可年月日 平成 元 年 8 月 31 日

(4) 設立登記年月日 平成 元 年 9 月 13 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	黒澤 靖郎	診療所管理者
理 事		
同		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施 設 の 名 称	開 設 場 所	許 可 病 床 数
診 療 所	(医)社団 はまゆう会 黒澤医院	広島県呉市 音戸町北隠渡1丁目6-3	一般病床 床 病養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成30年10月24日平成30年度決算の決定

令和3年10月24日 令和2年度決算の決定

*医療法人整理番号

法人名 (医)社団 はまゆう会 黒澤医院

所在地 広島県呉市音戸町北隠渡1丁目6-3

財 産 目 録

(令和 4 年 8 月 31 日現在)

1. 資 産 額	9,223 千円
2. 負 債 額	15,091 千円
3. 純 資 産 額	△5,868 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,708
B 固 定 資 産	3,515
C 資 産 合 計 (A + B)	9,223
D 負 債 合 計	15,091
E 純 資 産 (C - D)	-5,868

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 社団 はまゆう会 黒澤医院
所在地 広島県呉市音戸町北隠渡1丁目6番3号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 4 年 8 月 3 1 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	5,708	I 流 動 負 債	15,092
II 固 定 資 産	3,515	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	3,205	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産		負 債 合 計	15,092
3 そ の 他 の 資 産	310	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	8,000
		II 積 立 金	△ 13,868
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	△ 5,868
資 産 合 計	9,223	負債・純資産合計	9,223

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 社団 はまゆう会 黒澤医院

所在地 広島県呉市音戸町北隠渡む1丁目6番3号

損 益 計 算 書

自 令 3 年 9 月 1 日 至 令和 4 年 8 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	11,501
2 事業費用	12,184
本来業務事業利益	△ 683
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	
II 事業外収益	235
III 事業外費用	
経常利益	△ 448
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	△ 448
法人税等	71
当期純利益	△ 519

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 はまゆう会
理事長 黒澤 靖郎 殿

私は、医療法人 はまゆう会 の令和 4 年 会計年度(令和 3 年 9 月 1日 から 令和 4 年 8 月 31 日まで) の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書 の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 10 月 24 日

医療法人 はまゆう会

監事

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び付属明細表」とする。